児玉　康比古 議員

（一問一答方式）



①市の人口統計について

②民生委員等の配置人数について

③自治会長等手当相当額について

④コミュニティセンターについて

民生委員等の配置人数について

問　主任児童委員及び民生委員については、地域によって1人当たりの担当人数に大きな格差が生じている。公平な人数についてどのように協議しているのか伺いたい。

答　主任児童委員の定数は、国の基準に基づき各地域に設置される民生委員協議会の規模に応じて定められており、また、民生委員の定数は、法律及び国の基準に基づき人口区分に応じて定められ、最終的には県の条例により定められています。

指摘のとおり、主任児童委員及び民生委員１人当たりの担当人数には大きな差が生じています。一方で、１人当たりの担当面積についても大きな違いが生じており、国の定数基準においても、人口だけでなく、面積、地理的条件、世帯構成の類型等を総合的に勘案するなど、地域の実情を踏まえて定数を設定するよう留意することとされています。

このため、各地区の配置人数については、大洲市民生児童委員協議会会長会や主任児童委員部会を通じて、地域の実情に精通し、実際に活動されている委員の皆様から地区の実情を伺いながら意見の集約や協議を行い、これまでも、主任児童委員及び民生委員の一斉改正に合わせて地域の実情を踏まえた定数の調整を行っています。

自治会長等手当相当額について

問　来年度からほぼ全ての自治会が指定管理者制度によりコミュニティセンターの運営を行う予定であるが、職務上の多くの責任や負担が増加する自治会長の手当相当額について、現状と来年度の交付額を伺いたい。

答　自治会長等の手当相当額については、令和６年度の地域自治組織再編により、それまで公民館が担っていた生涯学習を地域の学び事業として自治会の取組に加えたため、これまでの48万円から70万円に見直しを行いました。

自治会長の手当については、令和７年度の実績で、20万円未満が７自治会、20万円が７自治会、20万円を超え25万円以下が８自治会、25万円を超え30万円以下が１自治会、30万円を超え35万円以下が２自治会、35万円を超え40万円以下が４自治会、40万円を超え45万円以下が１自治会となっています。また、各自治会において会長を含む役員報酬が70万円を超えて予算化しているのは９自治会、それ以下は18自治会で、試算額どおり70万円としているのは３自治会です。

来年度の自治会長等の手当相当額については、令和６年度の見直しに基づき、70万円を交付する考えです。

施設管理責任者（センター長）の職務内容及び勤務時間について

問　コミュニティセンターの施設管理責任者（センター長）の職務内容について、具体的に示してもらいたい。

答　センター長の職務内容は、施設の適正管理や住民サービスの維持・向上のほか、利用者からの苦情などの対応窓口、そして施設の総括管理や職員の管理監督も想定していますが、施設利用の許可や料金徴収、公金管理は言うまでもなく、職員の勤怠や指導管理を含む幅広い業務となるため、市としてはセンター長の配置は必要と考え、その旨自治会にお願いしています。

指定管理者制度導入後においては、指定管理の要件として、施設管理責任者の選定が必要となり、施設管理責任者には現在と同様に、月30時間を目安とした勤務時間で36万円程度を交付する方針です。

施設の利用状況や公金管理を含めた日報、そして施設の利用状況の実績報告、また施設の点検や日常管理、そして簡易な施設修繕などに関して責任者として対応・管理をお願いすることとなります。特に公金等の取扱いに関しては、複数人で対応する必要があります。また、自治会が行う簡易な修繕については、修繕記録を残すこととしており、市が行うべき大規模修繕等の必要性に関しても、施設管理責任者と協議していきたいと考えています。